

# 令和2年度山口県地域福祉権利擁護事業 成年後見制度要移行者現状把握調査報告

調査時期:令和2年6月～7月

目的:山口県内地域福祉権利擁護事業における成年後見制度への要移行者への  
現状把握

対象:山口県内19市町社会福祉協議会

調査方法:質問調査法（郵送による送付、FAX、E-mailによる回収）

調査基点:令和2年3月末日現在

山口県社会福祉協議会  
生活支援部 生活支援班

# 令和2年度山口県地域福祉権利擁護事業 成年後見制度要移行者現状把握調査報告

※平成30年度の調査時点は、平成29年3月末日現在の数字です。

## ■ 成年後見制度への移行が必要な利用者について

### Q1 要移行者の年齢層について

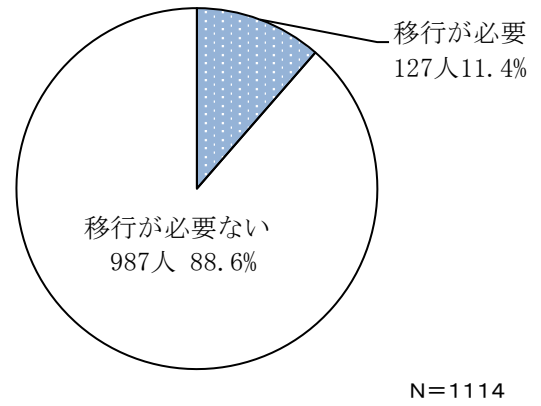
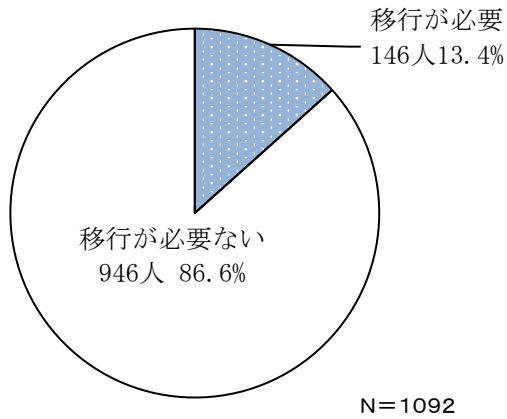
- 成年後見制度への移行が必要な利用者があると回答した市町社協は15社協あった。
- 要移行者数は、令和2年3月末日現在の本事業実利用者1,114人<表1>中で127人<表2>(11.4%)である。
- 平成30年度調査時では、要移行者数は実利用者1,092人中で146人(13.4%)であったのに対し、令和2年度調査では、11.4%と減少している。
- 要移行者127人のうち、70歳以上の方が79人と約62.2%を占めている。

<表1> 各市町社協における地域福祉権利擁護事業の利用者数 (人)

社協名 年度	認知症高齢者		知的障害者		精神障害者		その他		合計		増減
	H29	R1	H29	R1	H29	R1	H29	R1	H29	R1	
下関市	61	69	23	29	40	49	9	13	133	160	27
宇部市	91	73	34	32	62	62	14	12	201	179	▲22
山口市	55	51	31	37	50	58	2	5	138	151	13
萩市	32	41	20	23	27	33	12	12	91	109	18
防府市	18	16	8	14	12	13	4	6	42	49	7
下松市	20	17	3	3	6	6	1	1	30	27	▲3
岩国市	57	43	19	22	43	40	5	5	124	110	▲14
光市	29	19	10	8	9	9	1	2	49	38	▲11
長門市	8	3	10	10	13	19	3	2	34	34	0
柳井市	6	7	6	8	18	16	1	0	31	31	0
美祢市	20	19	13	12	12	11	5	2	50	44	▲6
周南市	33	36	13	11	24	22	4	4	74	73	▲1
山陽小野田市	15	19	7	8	11	12	3	2	36	41	5
周防大島町	11	10	4	6	15	16	1	2	31	34	3
和木町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上関町	4	3	3	2	1	2	0	0	8	7	▲1
田布施町	5	6	3	6	1	2	1	0	10	14	3
平生町	1	1	2	1	1	2	0	0	4	4	0
阿武町	4	4	2	3	0	2	0	0	6	9	3
合計	470	437	211	235	345	374	66	68	1,092	1,114	22

平成30年度における要移行者の割合

令和2年度における要移行者の割合



<表2>

各市町社協における要移行者の年齢層

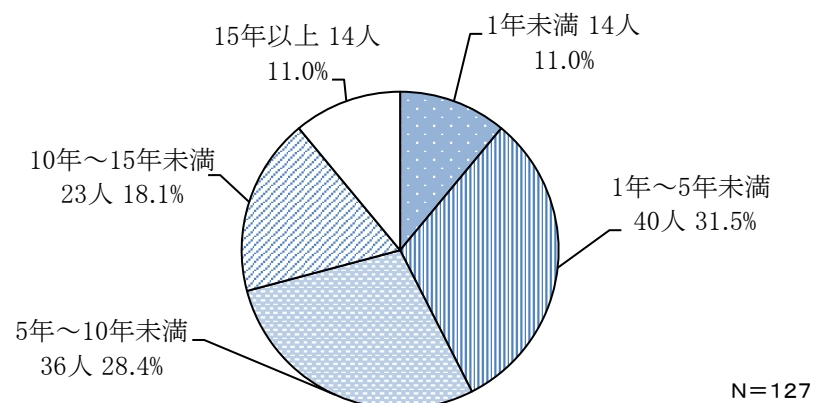
(人)

社協名	年齢	20代以下	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上	合計
下関市		0	0	1	1	3	4	6	3	18
宇部市		0	0	1	2	1	5	2	2	13
山口市		1	2	1	1	7	6	15	4	37
萩市		0	0	1	5	5	1	0	0	12
防府市		0	0	1	0	1	0	2	1	5
下松市		0	0	0	0	1	0	2	0	3
岩国市		0	1	1	0	1	2	8	3	16
光市		0	1	0	0	1	1	2	1	6
長門市		0	0	0	0	1	0	0	0	1
柳井市		0	0	2	1	0	0	0	0	3
美祢市		0	0	0	0	0	0	0	2	2
周南市		0	0	0	0	0	2	1	1	4
山陽小野田市		0	0	0	1	1	2	0	1	5
周防大島町		0	0	0	0	1	0	0	0	1
和木町		0	0	0	0	0	0	0	0	0
上関町		0	0	0	0	0	0	0	0	0
田布施町		0	0	0	1	0	0	0	0	1
平生町		0	0	0	0	0	0	0	0	0
阿武町		0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		1	4	8	12	23	23	38	18	127

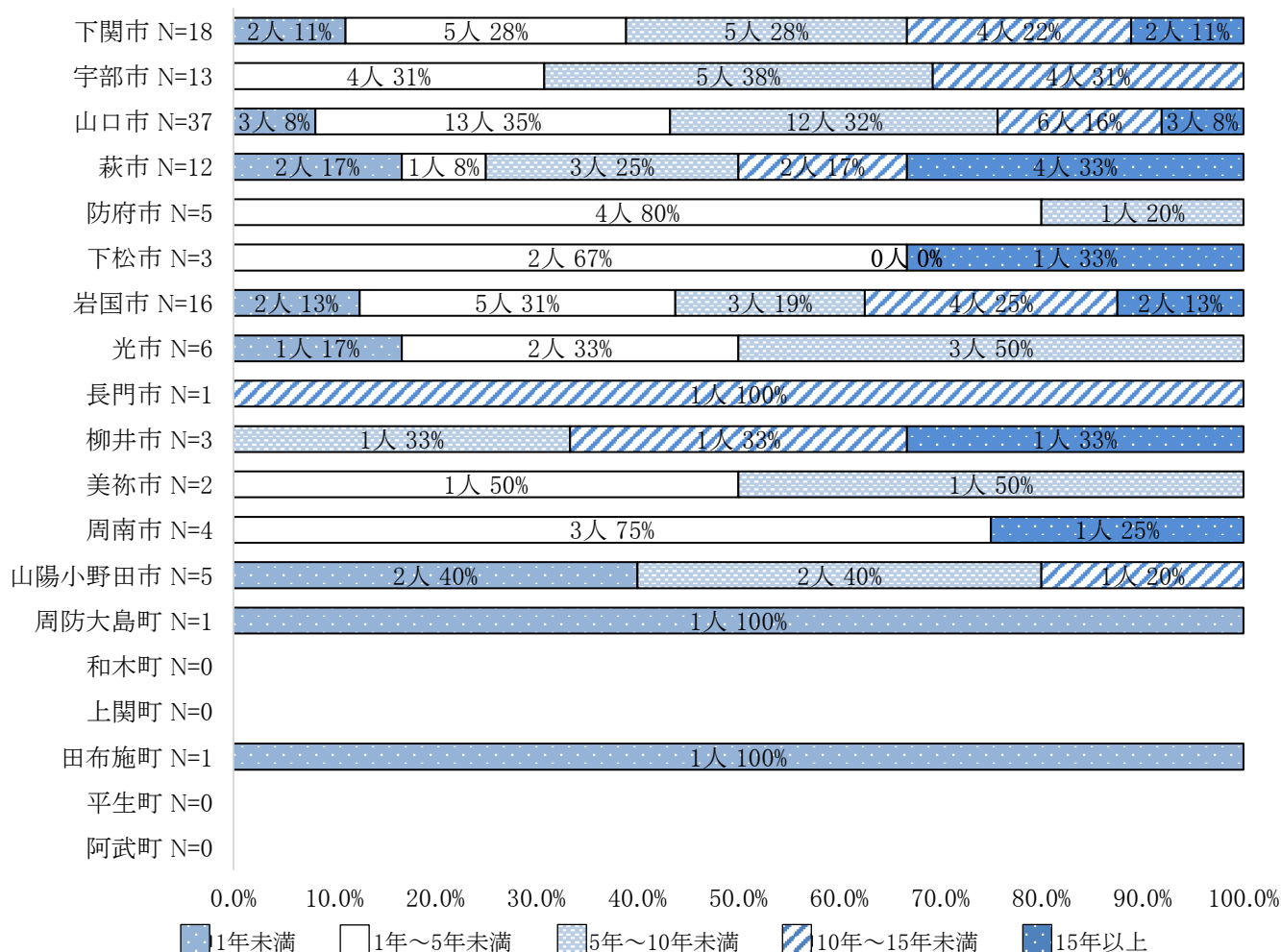
## Q 2 要移行者の利用期間について

- 今回初めて調査した項目である。
- 利用期間については、1年～5年未満の方が多く、次いで5年～10年未満となっている。また、10年未満が全体の70%を超えている。
- 利用期間と障害類型との関係を見てみると、認知症高齢者は10年未満が83%と8割を超えているのに対して、知的障害者は10年以上が50%、精神障害者は10年以上が37%と利用時の年齢が比較的若いこともあり利用期間が長期化している。

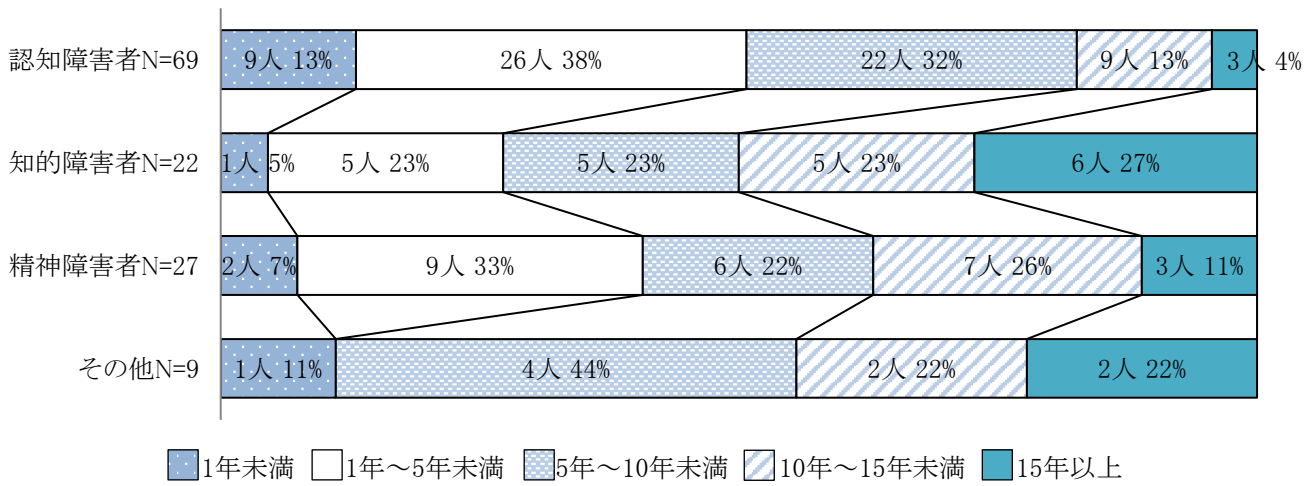
### 令和2年度における要移行者の利用期間について



### 各市町社協における要移行者の利用期間について



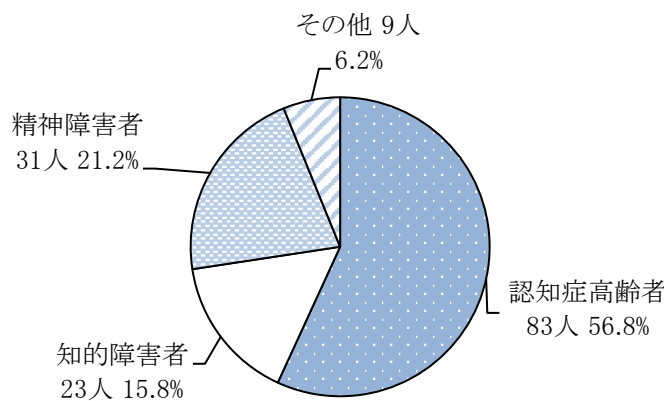
### 利用期間≪障害類型別≫



### Q 3 要移行者の障害類型について

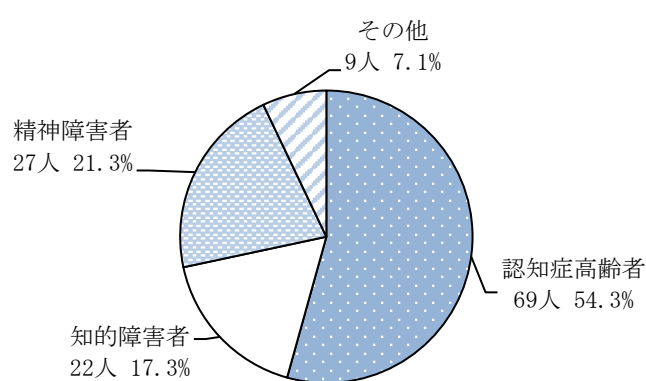
- 認知症高齢者が 54.3%となっており、他の障害に比べると、認知症高齢者の占める割合が多いことが分かる。30 年度調査と比べると、認知症高齢者の割合の変化はあまりないが、知的障害者の割合は増加している。

平成30年度における要移行者の障害類型について



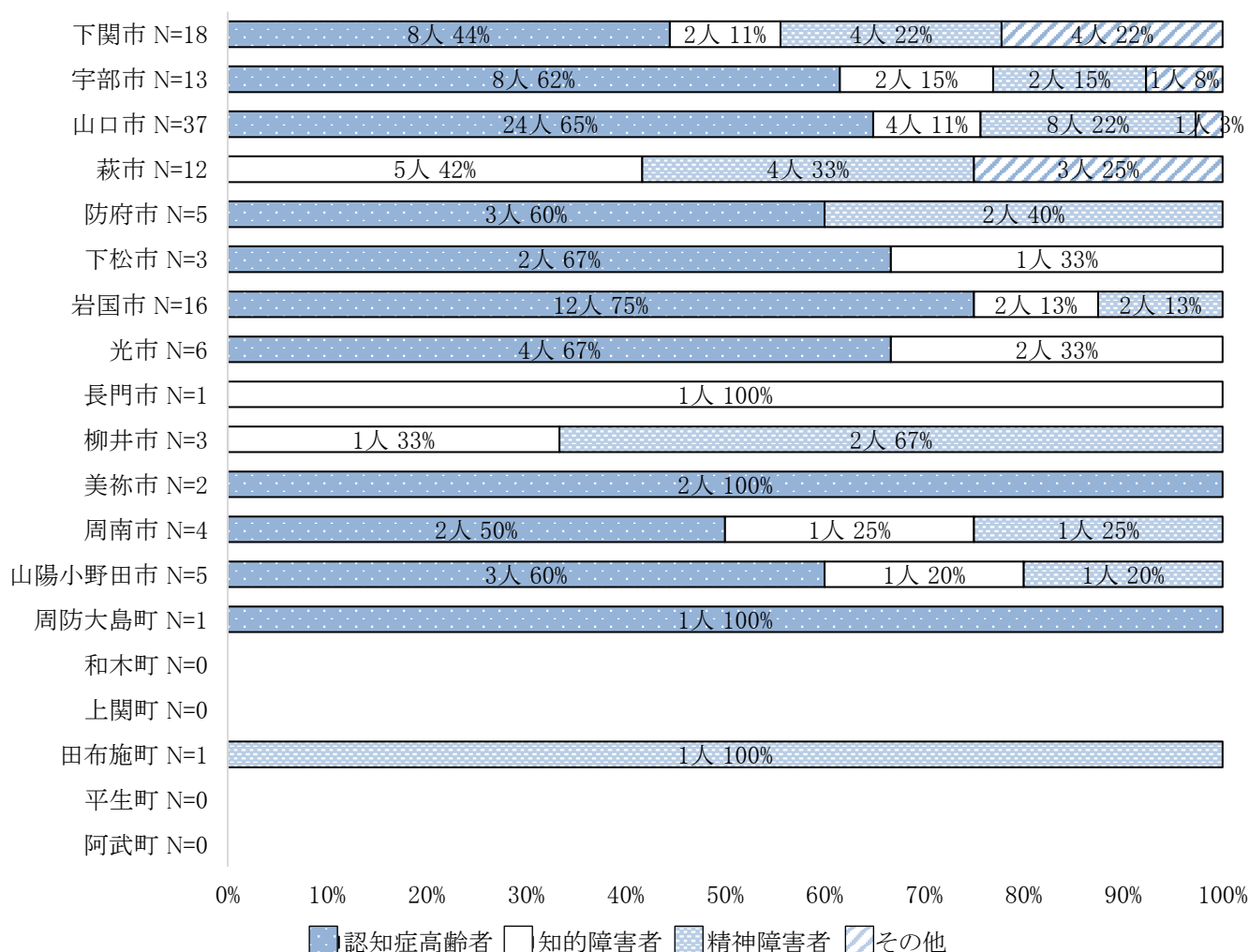
N=146

令和2年度における要移行者の障害類型について



N=127

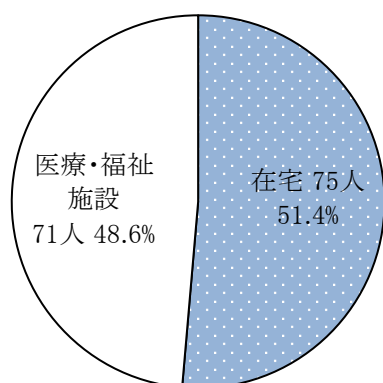
各市町社協における要移行者の障害類型について



#### Q 4 要移行者の居住形態について

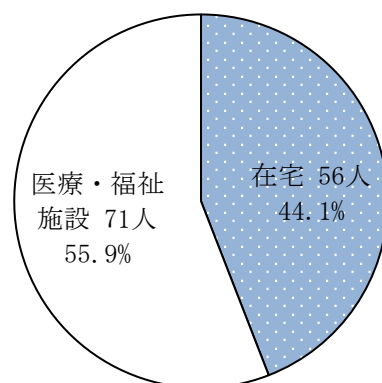
- 医療・福祉施設に入院・入所されている人の割合が 55.9%となっている。30 年度調査では、半数以上が在宅であったが、令和 2 年度調査では、医療・福祉施設の割合が 5 割を超えている。

平成30年度における要移行者の  
居住形態について



N=146

令和2年度における要移行者の  
居住形態について

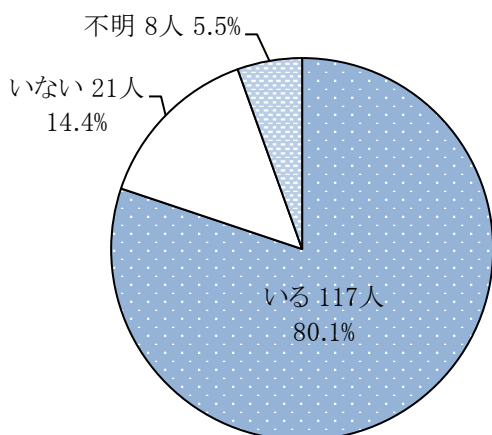


N=127

#### Q 5 要移行者の親族の有無について

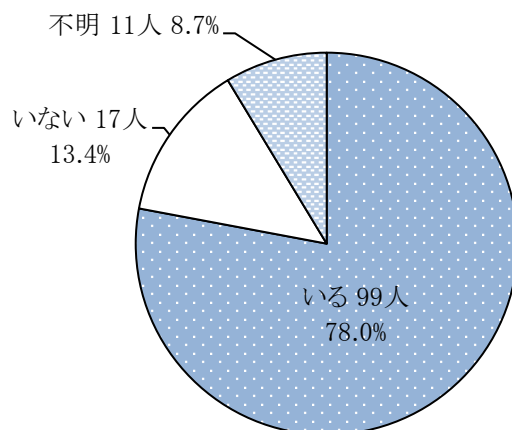
- 「親族がいる」の割合は 78%となっており、30 年度調査と比べて少し減少している。親族がいるかどうか不明の割合は高くなっている。

平成30年度における要移行者の  
親族の有無について



N=146

令和2年度における要移行者の  
親族の有無について

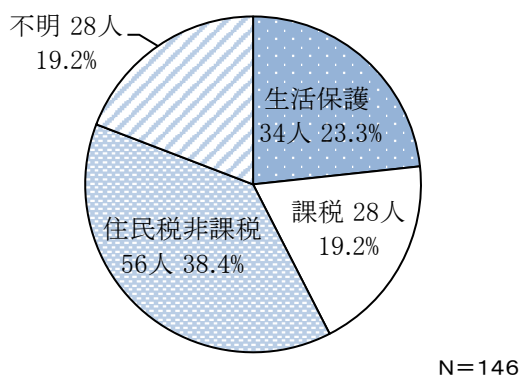


N=127

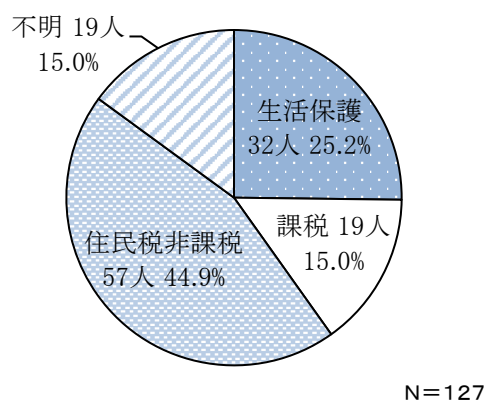
## Q6 要移行者の所得区分について

- 「住民税非課税」の割合が最も高く 44.9%となっている。30年度調査と比較すると「住民税非課税」、「生活保護」の割合がともに増加している。

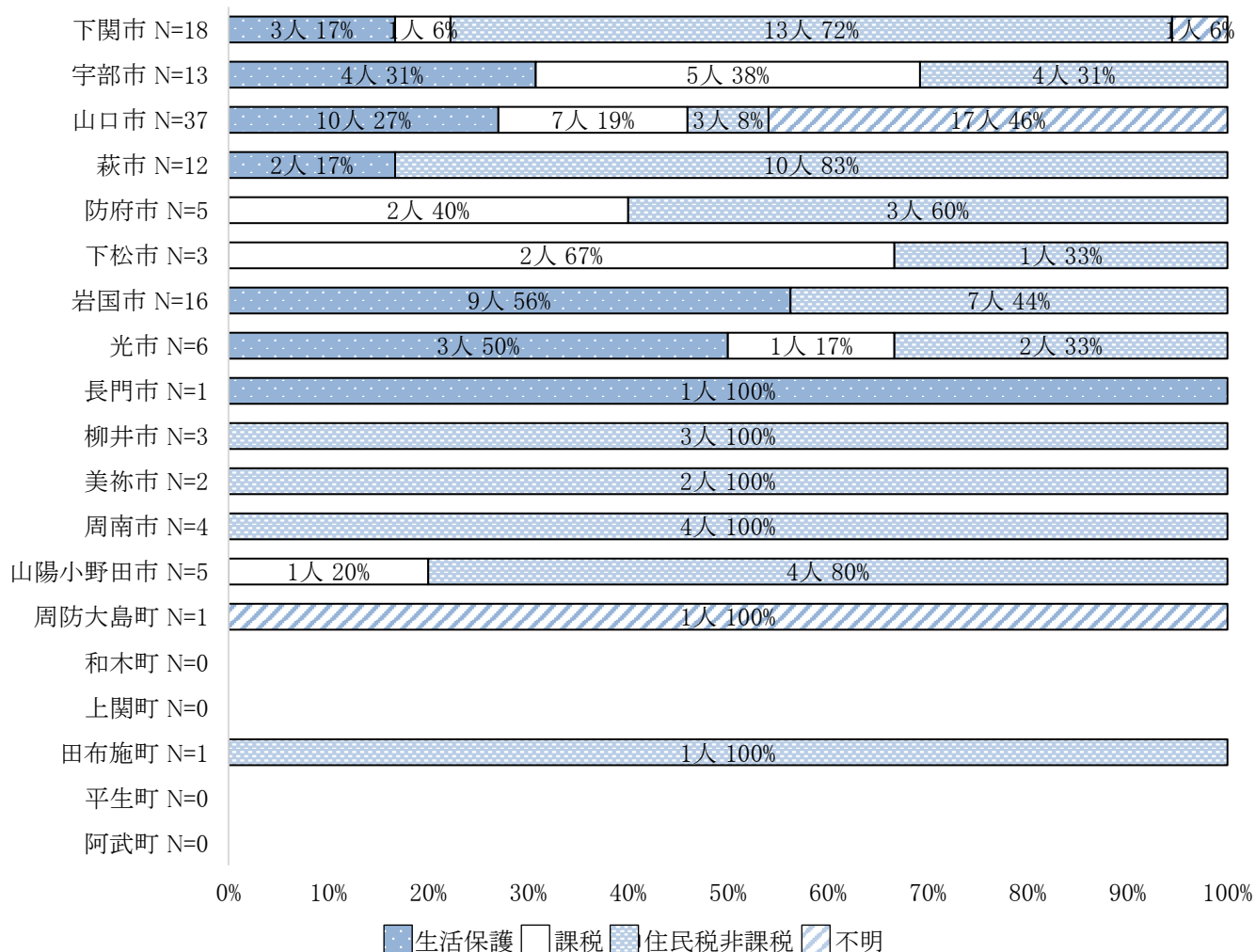
平成30年度における要移行者の所得区分について



令和2年度における要移行者の所得区分について



各市町社協における要移行者の所得区分について





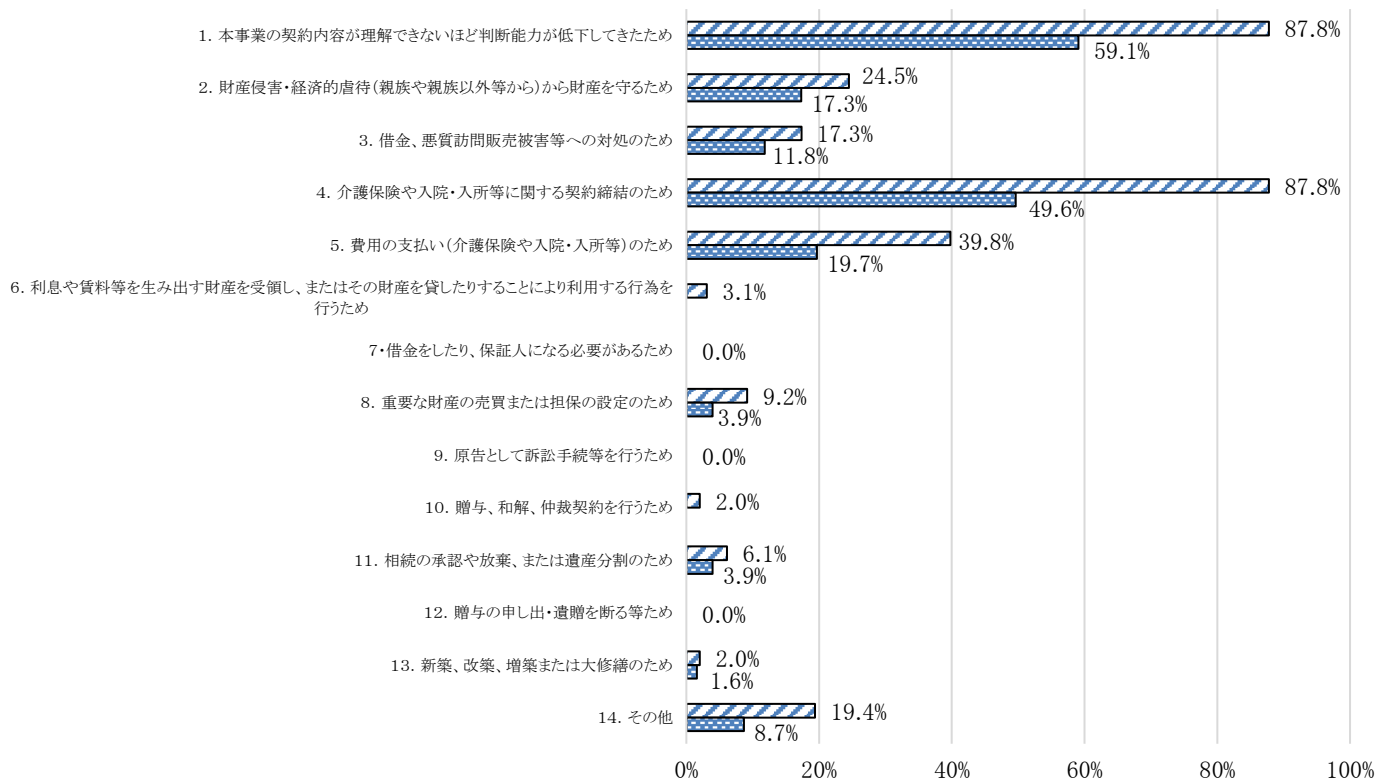
## ■ 成年後見制度への移行が必要な理由について

### Q7 移行が必要な理由について

- 「本事業の契約内容が理解できないほど判断能力が低下してきたため」が75人と多く、次いで、「介護保険や入院・入所等に関する契約締結のため」が63人と多くなっている。

移行が必要な理由について(複数回答)

平成30年度 令和2年度



<表3> ①

各市町社協における移行が必要な理由について(複数回答)

理由	社協名									
	下関市	宇部市	山口市	萩市	防府市	下松市	岩国市	光市	長門市	柳井市
1. 本事業の契約内容が理解できないほど判断能力が低下してきたため	8	10	31	0	3	1	16	0	0	2
2. 財産侵害・経済的虐待(親族や親族以外等から)から財産を守るため	5	3	11	0	0	1	0	1	0	1
3. 借金、悪質訪問販売被害等への対処のため	1	0	4	4	2	0	2	1	1	0
4. 介護保険や入院・入所等に関する契約締結のため	12	8	14	12	0	0	1	4	1	3
5. 費用の支払い(介護保険や入院・入所等)のため	0	6	16	0	0	0	0	0	0	3
6. 利息や賃料等を生み出す財産を受領し、またはその財産を貸したりすることにより利用する行為を行うため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7.借金をしたり、保証人になる必要があるため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8. 重要な財産の売買または担保の設定のため	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0
9. 原告として訴訟手続等を行うため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10. 贈与、和解、仲裁契約を行うため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11. 相続の承認や放棄、または遺産分割のため	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
12. 贈与の申し出・遺贈を断る等ため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13. 新築、改築、増築または大修繕のため	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
14. その他	8	2	0	0	1	0	0	0	0	0
合計	34	31	78	16	6	4	21	6	2	9

<表3> ②

理由	社協名									合計
	美祿市	周南市	山陽小野田市	周防大島町	和木町	上関町	田布施町	平生町	阿武町	
1. 本事業の契約内容が理解できないほど判断能力が低下してきたため	0	1	2	1	0	0	0	0	0	75
2. 財産侵害・経済的虐待(親族や親族以外等から)から財産を守るため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22
3. 借金、悪質訪問販売被害等への対処のため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
4. 介護保険や入院・入所等に関する契約締結のため	0	4	3	0	0	0	1	0	0	63
5. 費用の支払い(介護保険や入院・入所等)のため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25
6. 利息や賃料等を生み出す財産を受領し、またはその財産を貸したりすることにより利用する行為を行うため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7.借金をしたり、保証人になる必要があるため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8. 重要な財産の売買または担保の設定のため	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5
9. 原告として訴訟手続等を行うため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10. 贈与、和解、仲裁契約を行うため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11. 相続の承認や放棄、または遺産分割のため	2	0	0	0	0	0	1	0	0	5
12. 贈与の申し出・遺贈を断る等ため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13. 新築、改築、増築または大修繕のため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
14. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
合計	2	5	5	1	0	0	3	0	0	223

※ 「14. その他」の中には、

- ・親族の支援が望めず、今後入院・入所契約の締結、借家の明け渡し手続き、死後の対応等ができる者がいないため。
- ・不当な契約や本人にとって不利益となる行為等に対して、取消権を持った代理人が必要であるため。

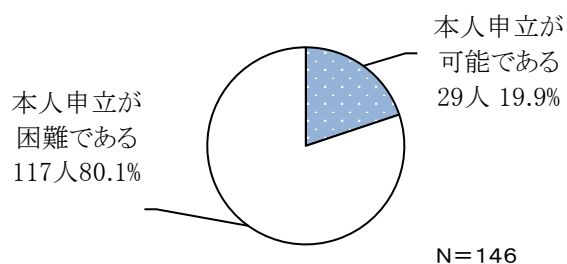
という理由があった。

## ■ 要移行者の申立について

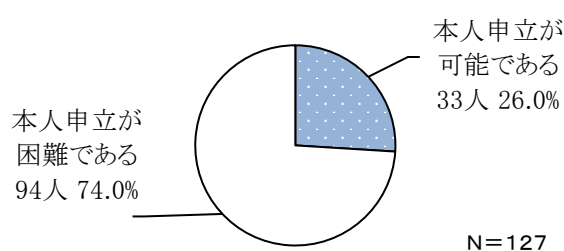
### Q 8 要移行者の本人申立の状況について

○「本人申立が困難」の割合が7割を超えているが、30年度調査と比較すると「本人申立が可能」の割合が高くなっている。

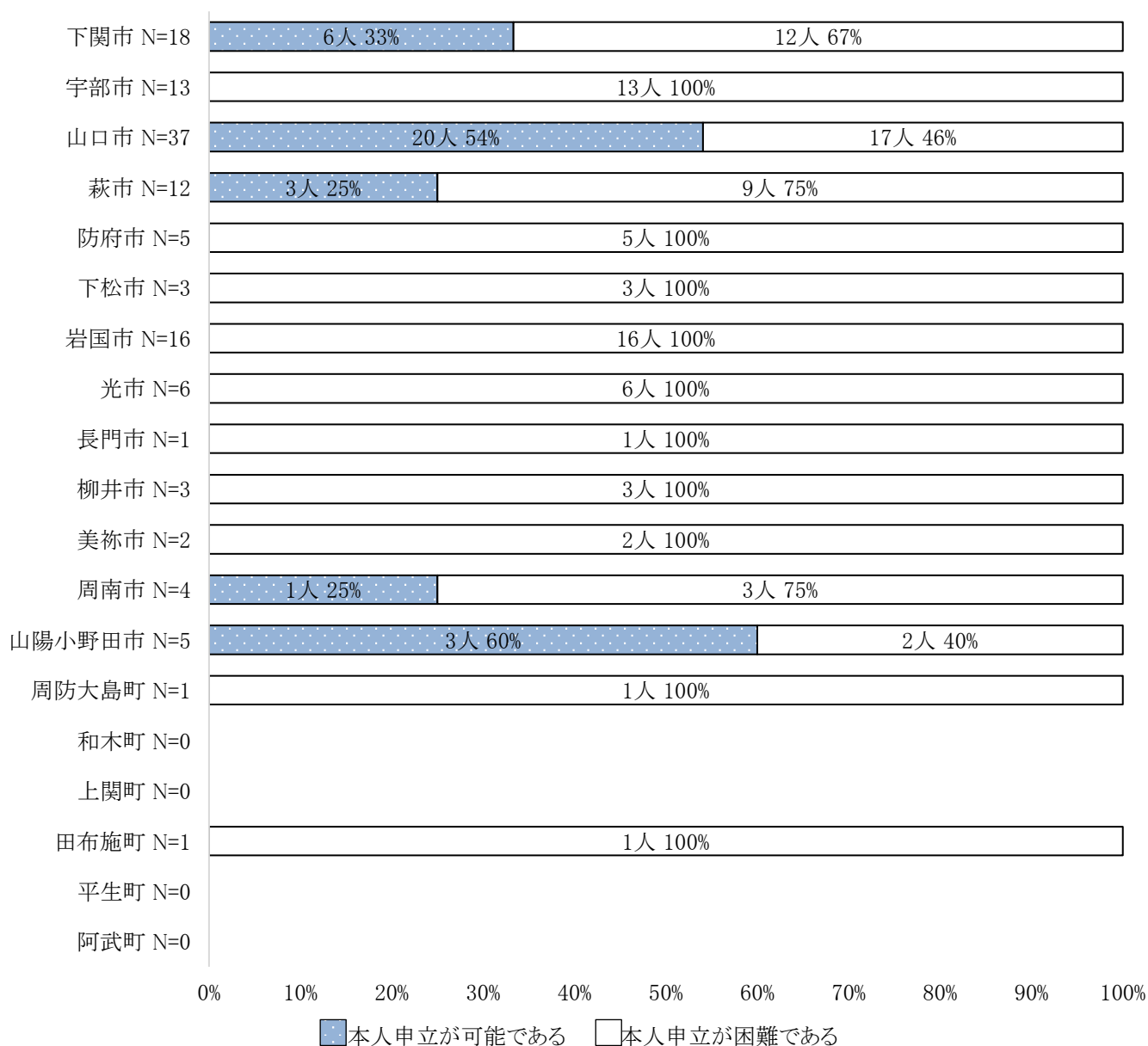
平成30年度における要移行者の  
本人申立の状況について



令和2年度における要移行者の  
本人申立の状況について



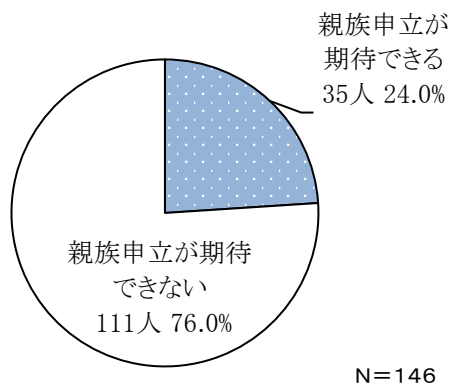
各市町社協における要移行者の本人申立の状況について



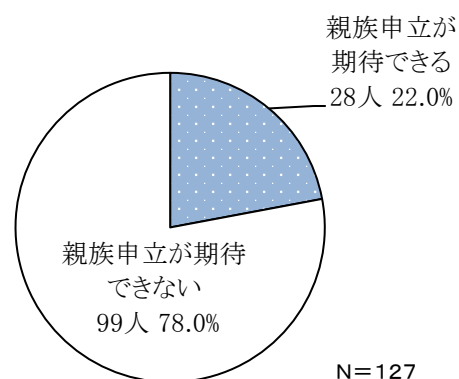
## Q 9 要移行者の親族申立の状況について

○「親族申立が期待できない」の割合が78%となっている。30年度調査と比較すると、「親族申立の期待ができない」割合が増え、親族申立が難しい状況が伺える。

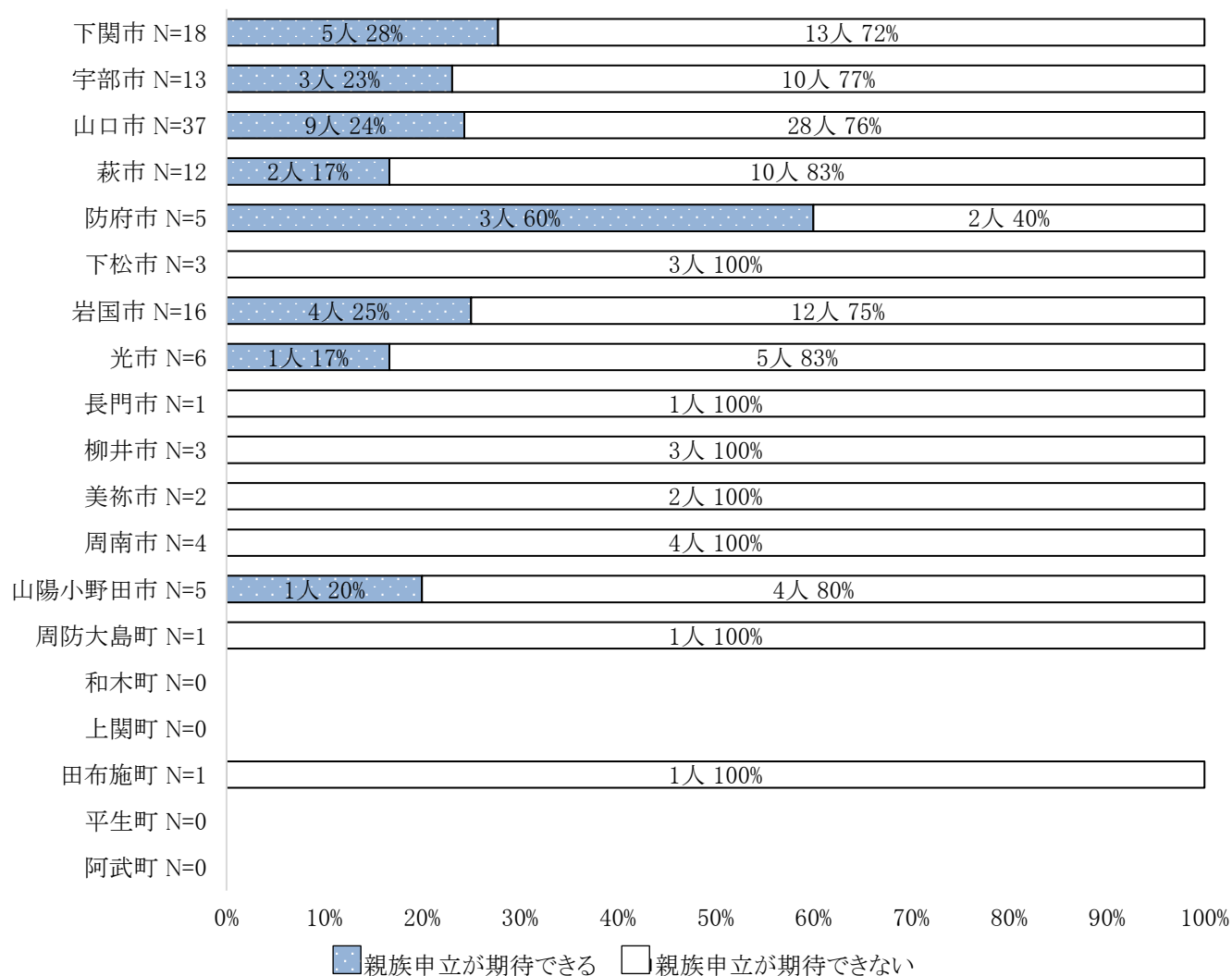
平成30年度における要移行者の親族申立の状況について



令和2年度における要移行者の親族申立の状況について

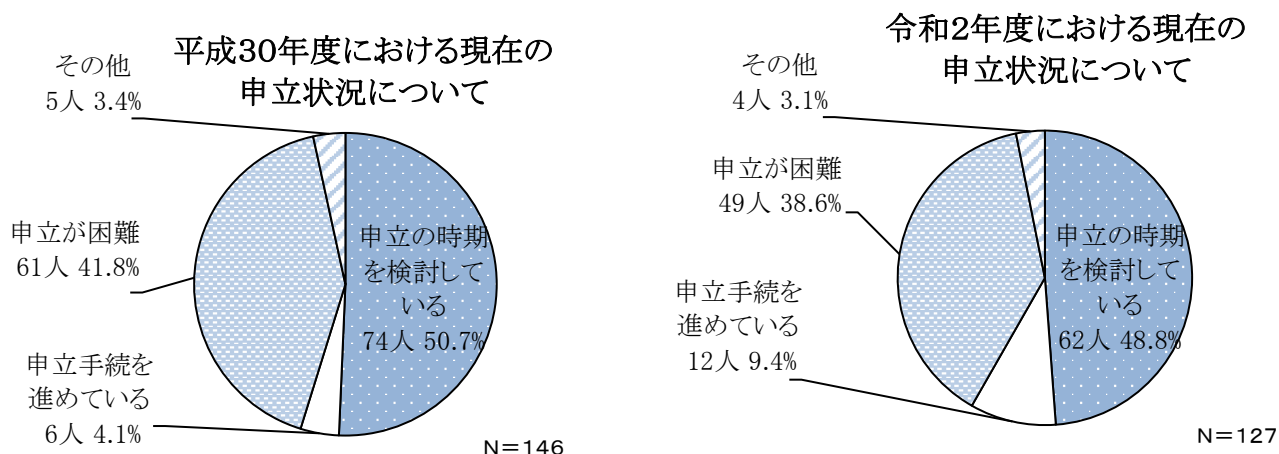


各市町社協における要移行者の親族申立の状況について

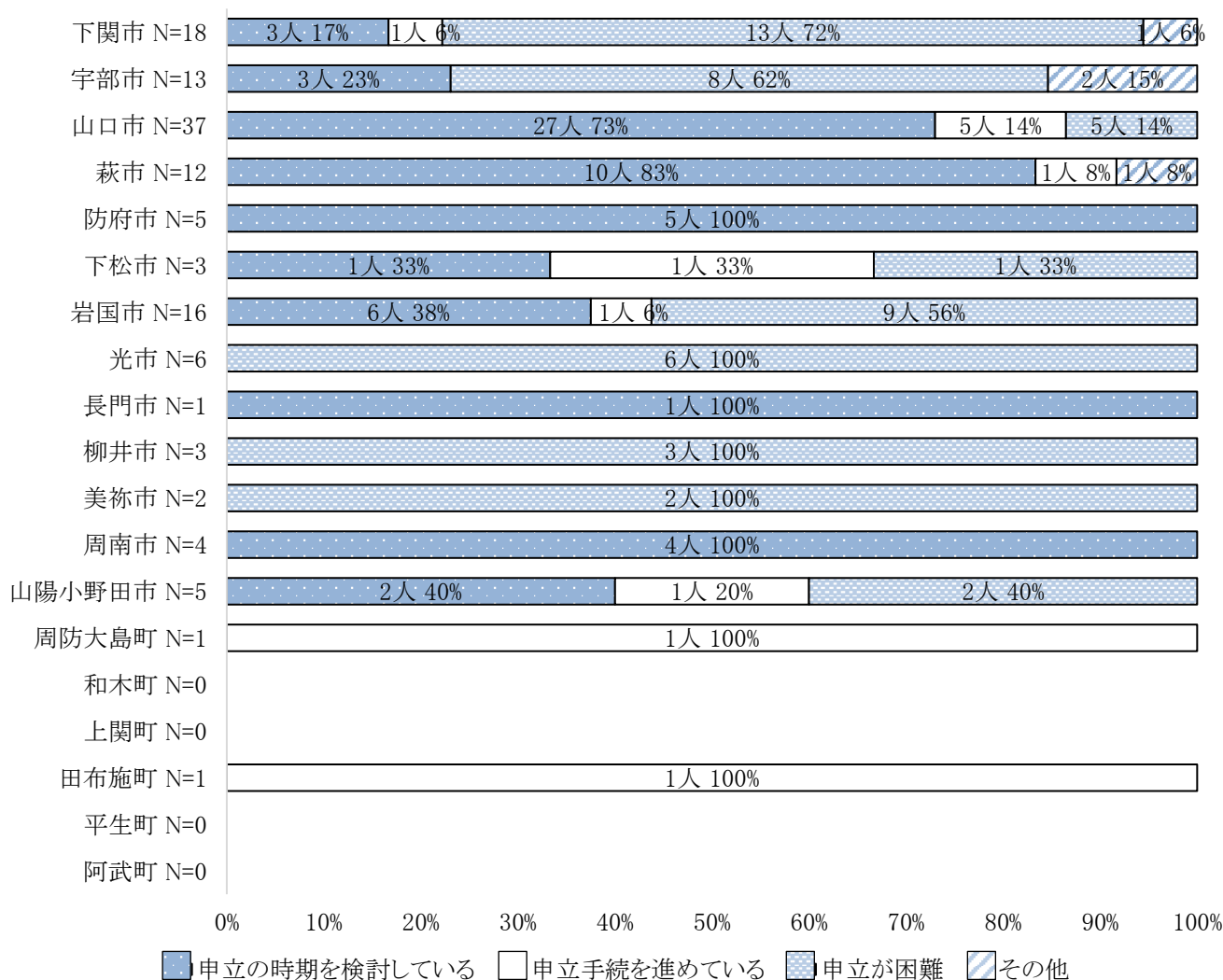


## Q10 現在の申立状況について

○「申立が困難」の割合が38.6%と4割弱を占めているが、30年度調査と比べると減少している。逆に「申立手続きを進めている」「申立の時期を検討している」を合わせると58.2%と6割近くに増加している。成年後見への移行が進みつつある。



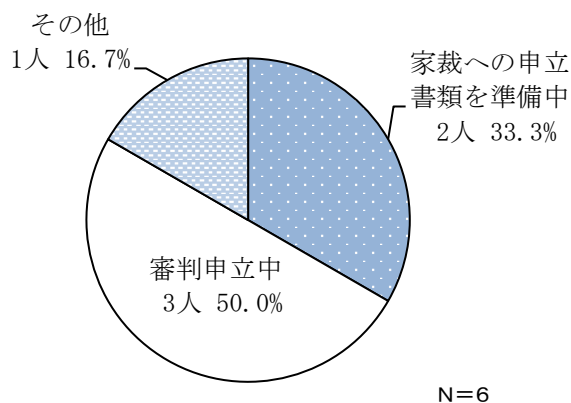
## 各市町社協における現在の申立状況について



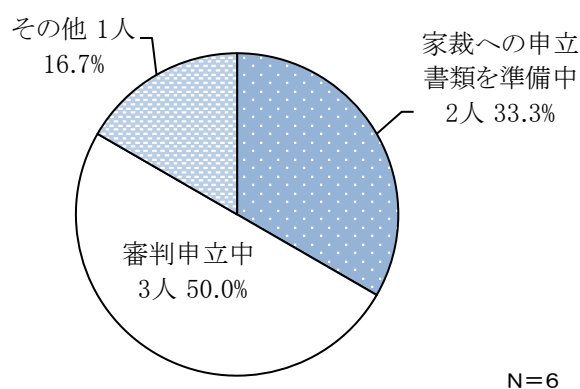
## Q 1 1 申立手続の状況等について

- 「家裁への申立書類を準備中」「審判申立中」「その他」のいずれの割合も 30 年度調査と同数になっている。

平成30年度における申立手続の状況等について



令和2年度における申立手続の状況等について

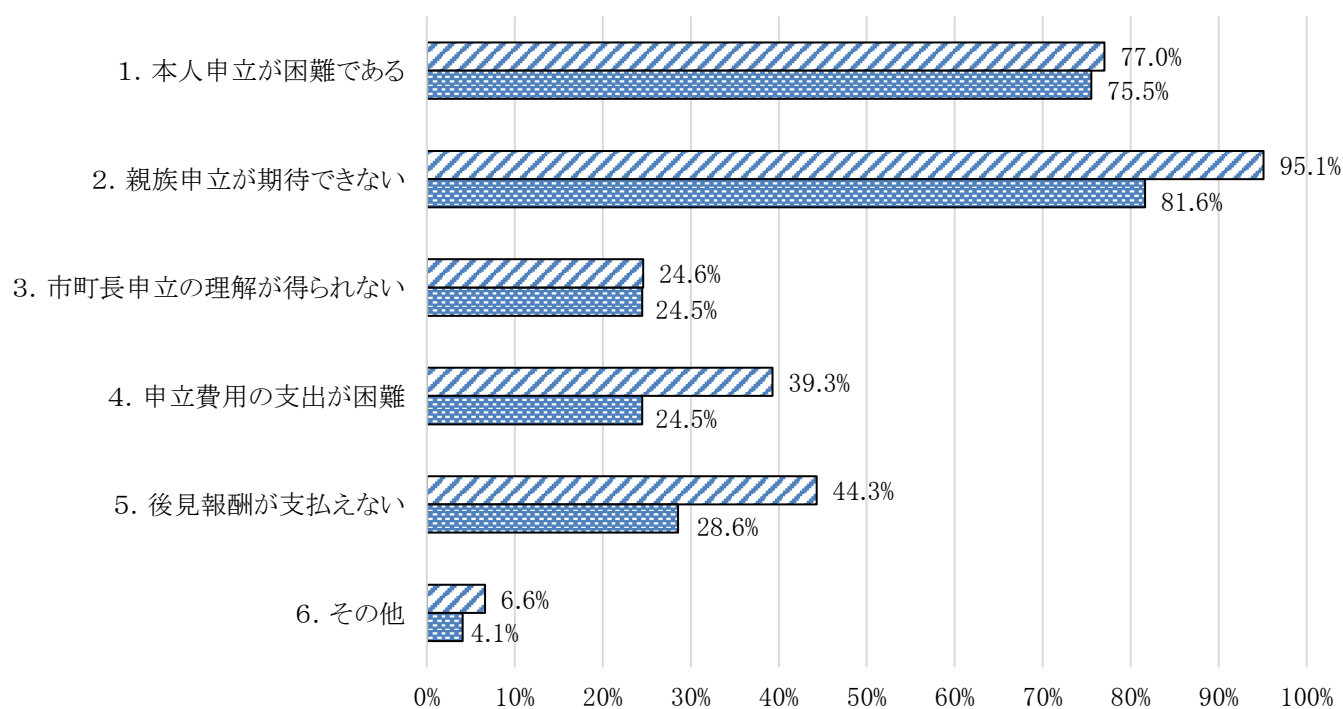


## Q 1 2 申立が困難な理由について

- 「親族申立が期待できない」が 40 人と最も多く、次いで「本人申立が困難である」が 37 人、後見報酬が支払えないが 14 人となっている。

申立が困難な理由について(複数回答)

▨平成30年度 ▨令和2年度



<表4>

各市町社協における申立が困難な理由について(複数回答)

社協名	理由	1. 本人申立 が困難である	2. 親族申立 が期待できない	3. 市町長申立 の理解が得ら れない	4. 申立費用の 支出が困難	5. 後見報酬が 支払えない	6. その他	合計
下関市 N=13		8	10	6	2	6	1	33
宇部市 N=8		8	8	0	5	4	0	25
山口市 N=5		0	2	0	0	2	1	5
萩市 N=0		0	0	0	0	0	0	0
防府市 N=0		0	0	0	0	0	0	0
下松市 N=1		1	0	0	1	0	0	2
岩国市 N=9		9	9	0	0	0	0	18
光市 N=6		4	4	1	1	2	0	12
長門市 N=0		0	0	0	0	0	0	0
柳井市 N=3		3	3	3	3	0	0	12
美祢市 N=2		2	2	2	0	0	0	6
周南市 N=0		0	0	0	0	0	0	0
山陽小野田市 N=2		2	2	0	0	0	0	4
周防大島町 N=0		0	0	0	0	0	0	0
和木町 N=0		0	0	0	0	0	0	0
上関町 N=0		0	0	0	0	0	0	0
田布施町 N=0		0	0	0	0	0	0	0
平生町 N=0		0	0	0	0	0	0	0
阿武町 N=0		0	0	0	0	0	0	0
合計		37	40	12	12	14	2	117

※ 「6、その他」の中には、

- ・ 本人は、地権事業を契約する前に遺言公正証書を作成していたが、その内容は不適切と思われるものである。関係者としては、申立前に本人が公正証書の訂正もしくは取り消すことを期待しているが、本人がその意思をなかなか示さないことから移行が困難となっている。
- ・ 本人の拒否。

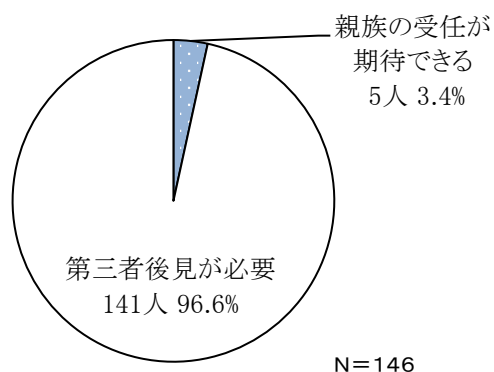
という理由があった。

## ■ 要移行者における成年後見人等の受け皿について

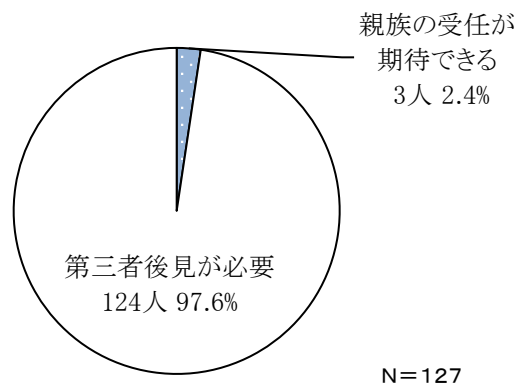
### Q 1 3 要移行者の成年後見人等の受け皿について

○「第三者後見が必要」の割合が97.6%となっており、親族の受任はあまり期待できない状況がわかる。

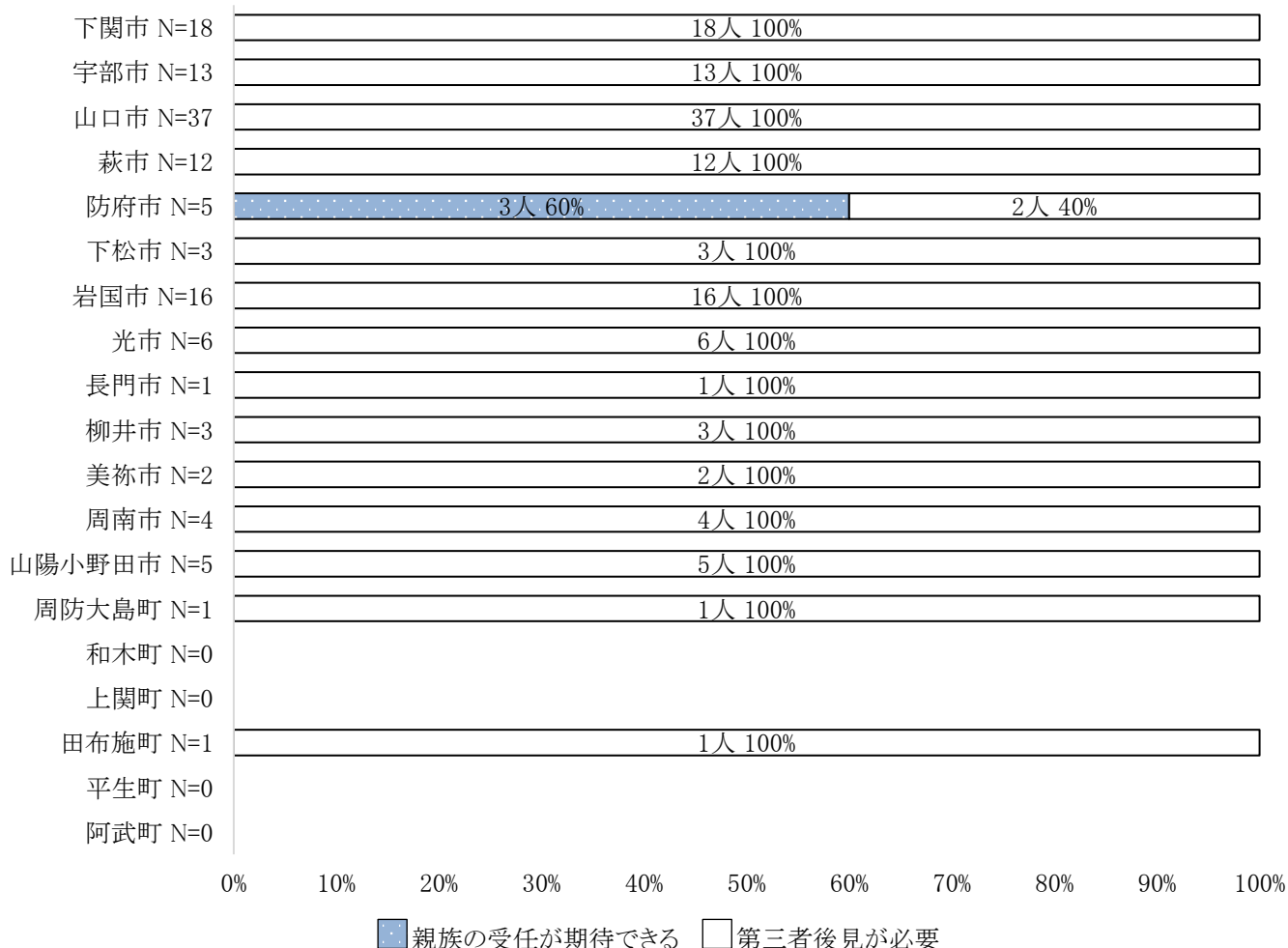
平成30年度における要移行者の  
成年後見人等の受け皿について



令和2年度における要移行者の  
成年後見人等の受け皿について



各市町社協における要移行者の成年後見人等の受け皿について

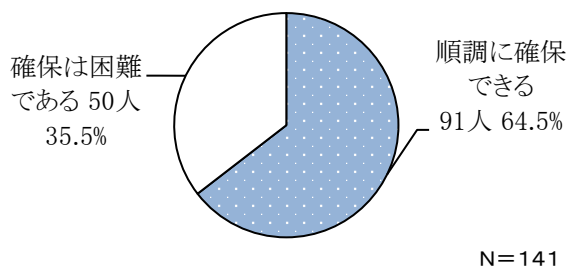




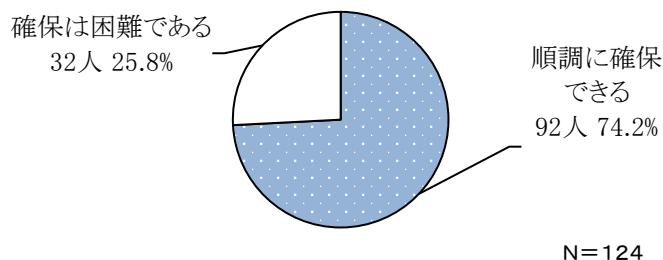
## Q14 第三者後見の受け手の確保を行うにあたり予想される状況について

○ Q13 で第三者後見が必要な割合が高くなっているが、第三者後見の受け皿を「順調に確保できる」割合は74.2%となっている。30年度調査に比べて9.7%増加しており、第三者の受け皿が確保できている状況がわかる。ただ、確保が困難なケースも多数ある。

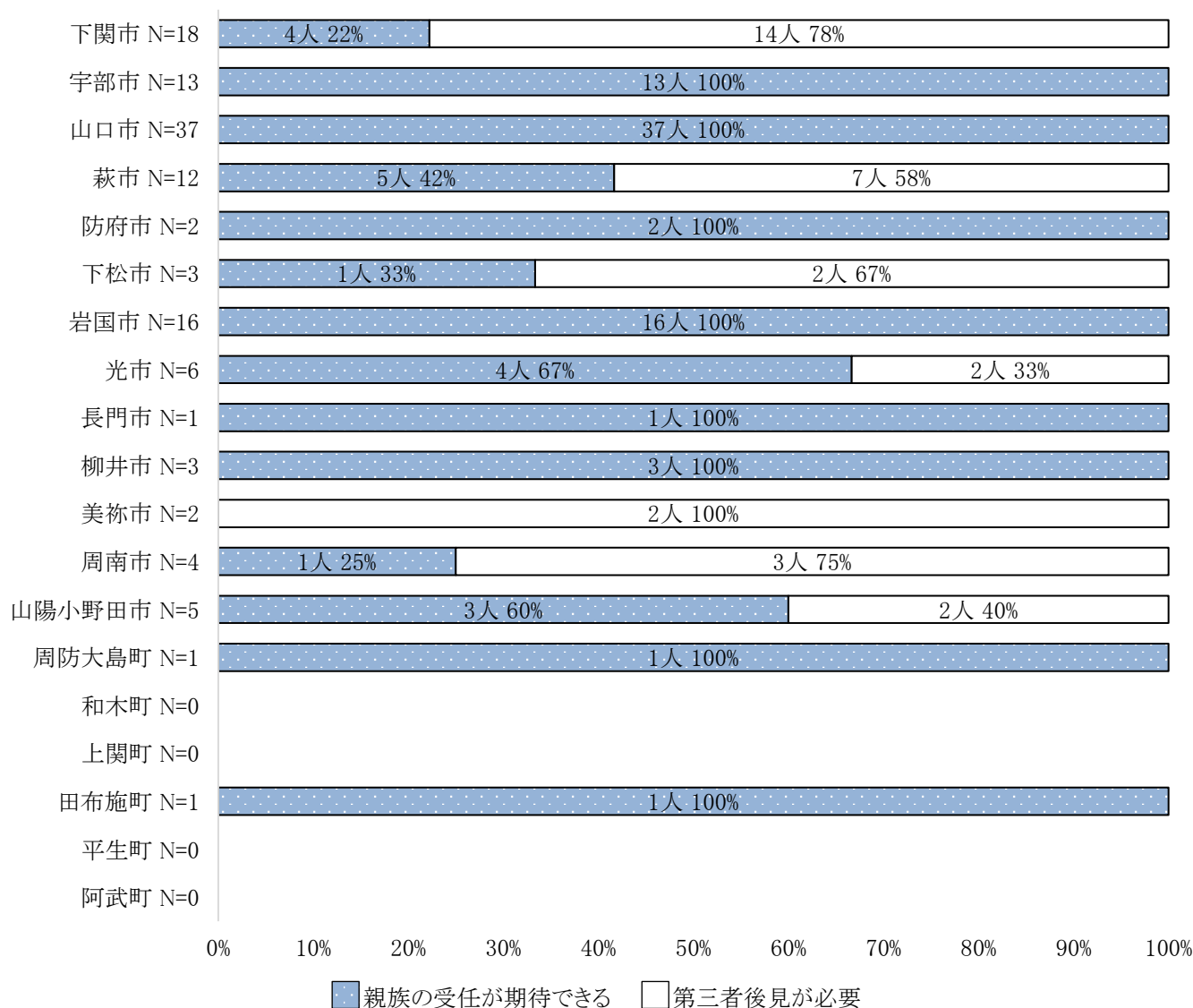
平成30年度における第三者後見の受け手の確保を行うにあたり予想される状況について



令和2年度における第三者後見の受け手の確保を行うにあたり予想される状況について



各市町社協における第三者後見の受け手の確保を行うにあたり予想される状況について



## Q15 第三者後見の受け手確保が困難と思われる理由について

- 第三者後見の受け手の確保が困難と思われる理由について、「後見報酬の支払いが困難であるから」が最も多く 24 人。生活保護受給者や住民税非課税世帯が多いことが理由としてあげられる。次いで、「福祉関係の専門職後見人の受け皿が乏しい」が 4 人となっている。

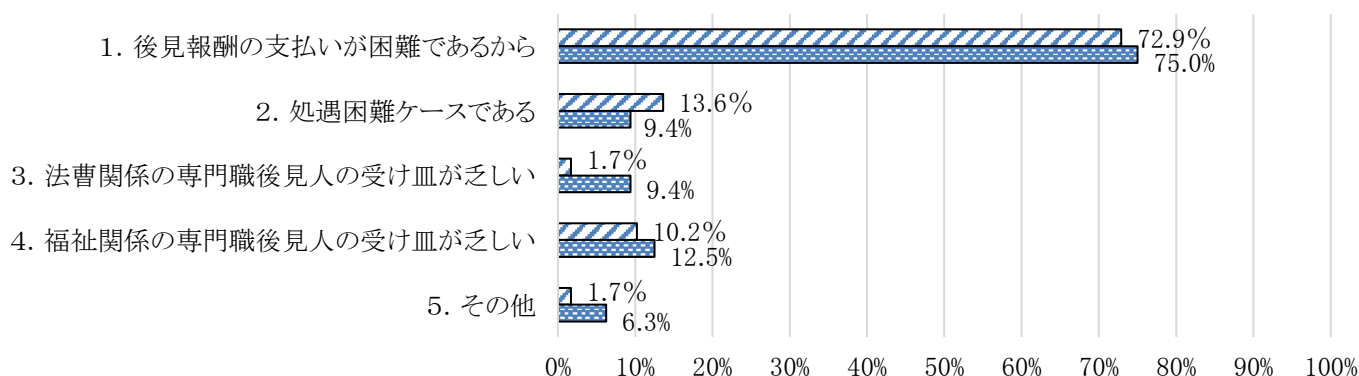
<表5>

各市町社協における第三者後見の受け手確保が困難と思われる理由について(複数回答)

社協名	理由	1. 後見報酬の支払いが困難であるから	2. 処遇困難ケースである	3. (法的な問題が多いケースだが) 法曹関係の専門職後見人の受け皿が乏しい	4. (日常生活上の問題が多いケースだが) 福祉関係の専門職後見人の受け皿が乏しい	5. その他	合計
下関市		10	0	1	4	2	17
宇部市		0	0	0	0	0	0
山口市		0	0	0	0	0	0
萩市		7	1	0	0	0	8
防府市		0	0	0	0	0	0
下松市		2	0	0	0	0	2
岩国市		0	0	0	0	0	0
光市		2	0	0	0	0	2
長門市		0	0	0	0	0	0
柳井市		0	0	0	0	0	0
美祢市		0	0	2	0	0	2
周南市		3	0	0	0	0	3
山陽小野田市		0	2	0	0	0	2
周防大島町		0	0	0	0	0	0
和木町		0	0	0	0	0	0
上関町		0	0	0	0	0	0
田布施町		0	0	0	0	0	0
平生町		0	0	0	0	0	0
阿武町		0	0	0	0	0	0
合計		24人	3人	3人	4人	2人	36人

第三者後見の受け手確保が困難と思われる理由について(複数回答)

▨平成30年度 ▩令和2年度



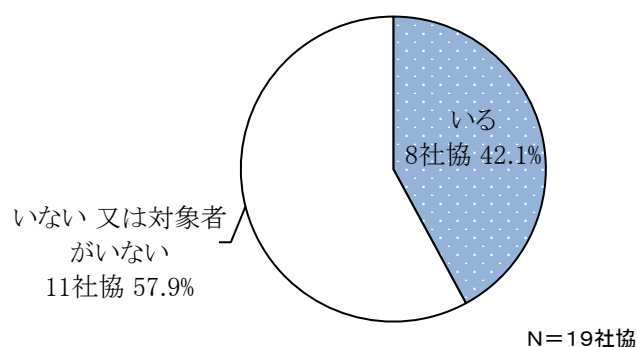
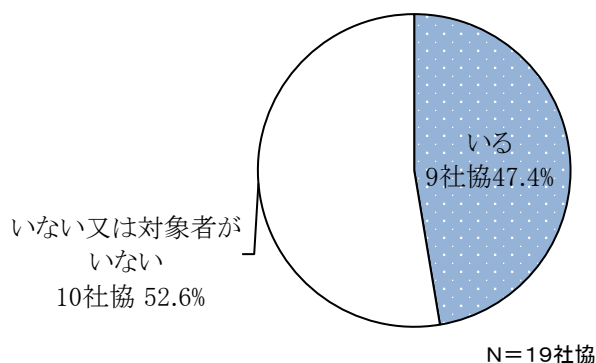
## ■成年後見制度への移行を考えていない方の現状について

### Q 1 6 各市町社協において、成年後見制度への移行が必要であるが、現時点では移行を考えていない方について

- 移行が必要だが現時点では考えていない方が「いる」割合が 42.1%となっている。利用者によっては、判断能力が低下し、成年後見制度への移行が必要であるが、現時点では移行を考えていない方がおられることがわかる。

平成30年度における移行が必要であるが、現時点では移行を考えていない方の有無

令和2年度における移行が必要であるが、現時点では移行を考えていない方の有無



### Q 1 7 成年後見制度への移行を考えていない方の人数について

※Q 1 6で「移行を考えていない方がいる」と回答した市町社協のみ回答

- 成年後見制度への移行を考えていない方がいると回答したのは8市社協だった。

<表6>

移行を考えていない方の人数

市町名	人数
下関市	13人程度
宇部市	6人程度
山口市	1人程度
萩市	-
防府市	-
下松市	-
岩国市	11人程度
光市	3人程度
長門市	-
柳井市	3人程度

市町名	人数
美祢市	2人程度
周南市	-
山陽小野田市	2人程度
周防大島町	-
和木町	-
上関町	-
田布施町	-
平生町	-
阿武町	-
合計	41人程度

## Q18 成年後見制度への移行を考えていない理由について

- 「すでに病院・施設等に入院・入所等しており、新たな契約行為等が必要ないため」という理由が最も多く、次いで、「親族等との関係が良く、成年後見制度を利用するメリットがないため」を理由とされている市町社協が多い。

<表7>

各市町社協における成年後見制度への移行を考えていない理由について

社協名 \ 理由	1. 死期が近いから	2. すでに病院・施設等に入院・入所等しており、新たな契約行為等が必要ないため	3. 親族等との関係が良く、成年後見制度を利用するメリットがないため	4. その他
下関市		○	○	
宇部市	○	○		
山口市			○	
萩市		○		
防府市				
下松市				
岩国市	○	○	○	
光市		○	○	
長門市				
柳井市		○		
美祢市	○	○	○	
周南市				
山陽小野田市		○		
周防大島町		○		
和木町				
上関町				
田布施町				
平生町				
阿武町				
合計	3	9	5	0

## Q19 平成30年度の調査時と比べ、成年後見制度への移行が必要ではなくなった方の人数について

○ 平成30年度から令和2年度にかけて、成年後見制度への「移行が必要ではなくなった方の人数」は、11市社協の52人であった。(周防大島町の不明を除く)

＜表8＞ 移行が必要ではなくなった方の人数

市町名	人数	市町名	人数
下関市	14人	美祢市	1人
宇部市	12人	周南市	2人
山口市	1人	山陽小野田市	2人
萩市	0人	周防大島町	不明
防府市	2人	和木町	0人
下松市	0人	上関町	0人
岩国市	12人	田布施町	0人
光市	2人	平生町	0人
長門市	2人	阿武町	0人
柳井市	2人	合計	52人

## Q20 成年後見制度への移行が必要ではなくなった理由について

○ 「成年後見人が就任したため」と上げている市町社協が多く、成年後見制度への移行が進んだことが分かる。

＜表9＞ 各市町社協における成年後見制度への移行が必要ではなくなった理由について(複数回答)

理由	1. 本人が死亡したため	2. 成年後見人が就任したため	3. 財産侵害・経済的虐待のあった親族・親族以外等との関係性がなくなったため	4. 借金等において法的な解決が出来たため	5. 介護保険や入院・入所等に関する契約において、親族の協力が得られたため	6. 悪質訪問販売被害等の被害がなくなったため	7. 借金をしたり、保証人になる必要がなくなったため	8. 重要な財産の売買または担保の設定の必要がなくなったため	9. 原告として訴訟手続等を行う必要がなくなったため	10. 贈与、和解、仲裁契約を行う必要がなくなったため	11. 新築、改修、増築または大修繕等の必要がなくなったため	12. 1. 2以外の理由で地域福祉権利擁護事業を解約したため(本人・親族・施設管理等)	13. その他
下関市	0	0	0		0							0	0
宇部市	0	0											0
山口市	0												
萩市													
防府市	0				0								
下松市													
岩国市	0												
光市		0	0										
長門市		0											
柳井市	0	0											
美祢市		0			0								
周南市		0										0	
山陽小野田市	0	0											
周防大島町													
和木町													
上関町													
田布施町													
平生町													
阿武町													
合計	7	8	2	0	3	0	0	0	0	0	0	2	2